

令和2年12月吉日
カラレス株式会社

令和3年1月1日施行・適用の派遣法の一部改正についてお知らせ

拝啓 師走の候、貴社ますますご隆盛のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます

さて、令和3年1月1日に派遣法の一部が改正され施行・適用されることとなっております。

つきましては、下記の通り派遣先に関係する改正内容をお知らせ致します。

ご理解とご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

- ① 施行項目 : 派遣先における、派遣労働者からの苦情の処理について
実施する内容 : 派遣労働者の労働関係法令（労働基準法、労働安全衛生法、均等法、育児介護休業法、労働施策総合推進法など）に関する義務について、派遣労働者から派遣先に苦情があった場合でも派遣先も主体的に対応する義務を設ける。
誠実かつ主体的に対応とありますので、自社の労働者と同様に対応を行い、すみやかに派遣元(カラレス担当)までご連絡をお願い致します。
- ② 施行項目 : 日雇派遣での解除について厳格化
実施する内容 : 派遣労働者の責に帰すべき事由以外の事由によって労働者派遣契約の解除が行われた場合について、必要な雇用管理が適切に行われるようにする為、労働基準法等に基づく責任を果たすべきことが明確化されます。前日などのキャンセルで突然の労働者派遣契約の解除の要因とならないようご協力お願い申し上げます。

以上